



新規



令和3年度 保育施設利用申込(2・3号認定)のご案内

＜利用申込にあたって事前によくお読みください＞

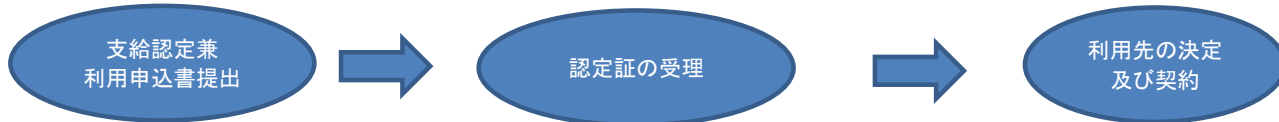
支給認定について

○ 仕事や疾病、親族の看護等により、保育施設での保育を必要とする場合、「保育の必要性」の認定を受けていただきます。

年齢での認定	3～5歳	2号認定 (令和3年4月1日現在満3歳以上)
	0～2歳	3号認定 (令和3年4月1日現在満3歳未満)
保育時間での認定	8時間	短時間認定
	11時間	標準時間認定

保育園及び認定こども園等において、保育を必要とする場合、2号もしくは3号の認定を受けていただく必要があります。また、保育施設の利用時間は、就労時間等により、標準時間(11時間)もしくは短時間(8時間)認定となります。
※認定こども園において、幼稚園機能を利用する場合は1号認定となります。

利用の流れ



※認定証及び利用先は同時に決定(通知)される場合があります。

保育施設へ入所できる基準

●霧島市に居住し、保護者のいずれもが次のような理由のため、家庭で児童の保育ができない場合に限りです。

- ① 家庭外で仕事をするため、児童の保育ができない。
- ② 家庭で児童と離れて家事以外の仕事をするため、児童の保育ができない。
- ③ 出産前後である(産前8週の属する月初日から産後8週の属する月末までの間)
- ④ 病気にかかったり、負傷したり、または心身に障害があつて児童の保育ができない。
- ⑤ 家庭内に長期にわたる病人や、心身に障害のある人がいて、つねにその人の介護にあつていて、児童の保育ができない。
- ⑥ 求職活動をするため、児童の保育ができない。(入所期間は3カ月となり短時間認定(8時間保育)となります。)
- ⑦ 地震や風水害、火災などの災害復旧にあつていて、児童の保育ができない。
- ⑧ その他、以上の項目に類する状態にあつて児童の保育ができない。

利用申込書の受付について

● 受付期間
令和2年11月6日(金) 8:15～12月4日(金) 17:00まで

- 受付場所
本庁 子育て支援課 保育・幼稚園グループ
隼人市民サービスセンター 隼人市民福祉課福祉グループ
各総合支所市民生活課市民福祉グループ
- ◇ 必要な書類(特に入所理由を証明する書類)がそろっていない場合は、受付ができません。
- ◇ 入所の申込みには、必ず保護者の方がお越しください。
- ◇ 受付期間終了後の入所申込は、受付期間中の申込分を決定した後、定員に満たない保育所があった場合にご案内していくことになりますのでご注意ください。

入所決定について

- 入所は、利用申込書に記載の利用希望施設から利用調整のうえ決定します。
- 利用希望施設の中から利用調整をしますが、申込者数の状況及び施設の定員の関係によりご希望の施設に入所できないことがあります。
- ◎ 利用調整の結果については、令和3年1月下旬頃までに、文書で行う予定です。(市外施設を除く。)

保育料について

- 保育料は月額ですが、月の途中で入所・退所される場合は日割り計算となります。
- 納付方法は、口座振替と納付書払いがあります。口座振替をご希望の場合は、金融機関での手続きが必要です。
- 4月～8月は前年度市民税の額で、9月～3月は当年度の市民税の額で保育料は決定します。



認定期間及び決定の取り消しについて

- 認定期間は、求職中の場合は入所日から3ヶ月、出産の場合は産前8週の属する月初日・産後8週の属する月末までの、病気の場合は療養見込期間となります。
- 認定期間内であっても、家庭で保育できる状態になった場合は、退所もしくは利用変更になります。
- 求職中の場合は、3ヶ月の認定期間の決定になりますが、就労開始を確認できる就労証明書提出された場合は、それ以降も継続利用出来ます。

利用時間

- 「利用時間」については、保育の必要性の認定に非常に重要となります。その為、下記項目の時間も必ず含めて時間を記載してください。
● 通勤時間 ● 休憩・休息時間

＜お問合せ先＞

- * 本庁 子育て支援課 保育・幼稚園グループ 〒899-4394 霧島市国分中央3丁目45番1号
Tel 45-5111 内線(2071～2075)
- * 隼人市民サービスセンター 隼人市民福祉課 内線(5062)
- * 溝辺総合支所市民生活課 内線(6003)
- * 横川総合支所市民生活課 内線(6324)
- * 牧園総合支所市民生活課 内線(5444)
- * 霧島総合支所市民生活課 内線(5712)
- * 福山総合支所市民生活課 内線(6831)

入所申込みに必要な提出書類

- 1 支給認定申請書兼入所申込書
- 2 個人番号確認書類(マイナンバーカード、マイナンバー通知カード等)、身元確認書類(運転免許証等)
 - ・保護者以外の方で申請される場合は委任欄への記載が必要です
 - ・同居の世帯全員分(祖父母も含む)
 - ・マイナンバー記入用紙を提出してください。
⇒詳細は下記の「マイナンバーについて」
- 3 入所を必要とする理由を証明する書類
 - ・保護者分 ⇒詳細は①
- 4 その他 ⇒詳細は②, ③

①入所を必要とする理由を証明する書類

- 父・母それぞれ提出が必要です。(同居祖父母等の就労証明の提出は不要です。)
- 児童を保育できない理由に応じて、証明書類を提出してください。
- 世帯で入所児童が2名以上いる場合でも、1部でかまいません。

家庭外労働、… 就労証明書～事業所または発注先内職の証明(様式あり)

農業、自営業… 就労証明書～(様式あり)

※許認可書等をお持ちの方は、ご準備して下さい。

※就労の最低条件として、1ヶ月あたり48時間以上の就労時間が必要です。

出産…………… 母子健康手帳の写し

出産に伴う入所願(様式あり)

疾病…………… 病院等の診断書(意見書)(様式あり)
(疾病のために児童を保育できない旨の記載が必要)

障害…………… 身障・療育手帳等の写し

家族の看護、… 診断書(意見書)(様式あり)又は身障者手帳の写し など

災害…………… り災証明書

就学…………… 在学証明書～就学先での証明

求職中…………… 求職期間中の入所願(様式あり)

育児休業中… 就労証明書(様式あり)

※就労証明書の「13 育児休業の取得」の欄に記載があることを必ず確認してください。

※マイナンバーについて

申込書の受け付け時にマイナンバーの確認を行います。別紙マイナンバー記入用紙にマイナンバーを記載のうえ、下記の番号確認書類及び身元確認書類を持参してください。

【番号確認書類】 マイナンバーカード、通知カード、マイナンバー記載の住民票の写し、マイナンバー記載の住民票記載事項証明書

【身元確認書類】 A書類…運転免許証、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カードまたは特別永住者証明書/B書類…※被保険者証(国民健康保険、健康保険、後期高齢者医療、介護保険)、※組合員証(国家公務員共済組合、地方公務員共済組合)、国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書 等

●B書類の場合は2種類必要です。

※被保険者証(介護保険を除く)もしくは組合員証の写しを提出する場合、被保険者証等記号・番号等にマスキングが施されたものをご提出ください。(窓口にて提示していただく場合、写しの提出は不要です)

●マイナンバーの記載を必要とする方

- ・申請児童
- ・両親分もしくはひとり親家庭は保護者の分のみ
- ・同一世帯及び同一住所(世帯分離・別棟に関わらず)に転入された祖父母等
(入所児童を税の算定上扶養控除の対象にしていたり、一定額の所得が有る祖父母等は、保育料の算定対象に含めるため、その確認のために提出が必要です。)

※ 年度の税額に変更が生じた場合は、すみやかに届出又はご連絡ください。

②入所(利用)状況証明書(様式あり)

□次の施設又はサービスを利用している就学前児童がいる方

- ・市立幼稚園
- ・特別支援学校幼稚園
- ・知的障害児通園施設
- ・難聴幼児通園施設
- ・肢体不自由児施設通園部
- ・情緒障害児短期治療施設通所部
- ・児童デイサービス
- ・企業主導型保育事業所

③その他、霧島市が必要と認め指示する書類

※ 4月～8月は前年度市民税の額で、9月～3月は当年度の市民税の額で保育料は決定します。

※ 税の決定後、修正申告等により課税額に変更が生じた場合は、すみやかにお知らせください。

※ 就労証明書につきましては、確認の意味で年度の途中で再度提出をお願いする場合があります。

※ 育児休業中の方は、職場復帰の2週間前の日から入所希望が可能です。

なお、職場復帰が4月30日までの日付の方については、2週間以上前であっても、4月1日入所可能です。(4月30日までが育児休業期間の場合は翌日の5月1日が復帰日となるため、通常どおり職場復帰の2週間前から入所可能となります)また、4月中復帰で、2週間前の期日が3月中になる場合は、前年度の入所申込も併せて提出しておく必要があります。

※ お子様の状況によっては、医師又はその他専門的知識や情報を有する方からの診断書(意見書)が必要になります。

先天性の疾患、感染症及び心疾患(特に治療中、経過観察中など)、重度の障害等がある場合については、必ず所定の診断書(意見書)を提出してください。

また、前述以外においても入所調整上必要と判断される状況の場合は提出を依頼する場合がありますのでご理解をお願いいたします。

年度途中からの入所について

- 認可保育所は、定員制となっています。保育所に空きが有る場合は、年度途中からでも入所ができます。

育児休業中の方について

- 入所日については、育児休業からの復帰日の約2週間前となります。ただし、4月1日入所については、4月中の職場復帰が条件となります。
- 育児休業を短縮し、入所希望される方は、入所決定後、速やかに就労証明書を再度提出して下さい。提出ができない場合は、入所決定を取り消す場合があります。事業所によっては短縮ができないところがありますので、事業所とよく相談してください。

※添付(提出)書類における診断書(意見書)は所定の様式になりますのでご注意ください。
各様式については、必要に応じて窓口でお受取りになるか霧島市役所ホームページよりダウンロードしてください。